

## ひとり親家庭の人へ

### 児童扶養手当

#### ●対象

次のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子・中度以上の障がいがある場合は20歳未満)を養育している父または母等

- ①父母が離婚した児童
- ②父または母が死亡または生死不明である児童
- ③父または母が重度の障がいの状態にある児童
- ④父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑤父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥婚姻によらないで生まれた児童

#### ●手当月額

- ◆児童1人のとき  
9,810円～41,550円
- ◆児童2人以上の加算額  
2人目 5,000円加算  
3人目以降 1人につき3,000円加算



担当:松尾

### ひとり親家庭等医療費助成

医療費の自己負担の一部を助成します。

#### ●対象

- ①20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の父または母と児童
- ②父母のいない18歳未満の児童
- ③75歳未満で健康保険被保険者本人である一人暮らしの寡婦

いずれの制度にも、支給要件、所得制限があります。



問 こども部 支援課  
☎ (23)9216

## 障がいのある人へ

障がいのある人は次のような手当を受けることができます。該当すると思われる人は右記問い合わせ先までご連絡ください。

いずれの制度にも、支給要件、所得制限があります。



担当:草場

問 暮らし部 福祉課  
☎ (23)9235

### 特別児童扶養手当

#### ●対象

中度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している父母等

#### ●手当月額

- ◆1級(児童1人につき) 50,550円
- ◆2級(児童1人につき) 33,670円

### 特別障害者手当・障害児福祉手当

#### ●対象

重度の障がいがあり、在宅で常時特別の介護を必要とする人

#### ●手当月額

- 満20歳以上(特別障害者手当) 26,340円
- 満20歳未満(障害児福祉手当) 14,330円

【有料広告】

相談無料

借金生活を見直して、人生の再スタートを!!

過払請求

一人でも悩んでいても解決しません! 相談する勇気を持ちましょう。

**完全個室** 人の目を気にする事なく、相談をすることができます。

**費用分割** 相談時に、ご依頼いただく案件についての費用を提示致します。

**支払停止** 受任通知により、債権者からの請求行為が停止します。支払いも一旦止める事ができます。

もったいない! 利息を払い過ぎていませんか?  
 当たり前に毎月返済している利息、適正でしょうか? 利息制限法所定の利息で計算してみると、借金はとっくに終わっていて、払い過ぎになっている(過払い)場合もあります。過払いは返してもらうことができます。契約書や、領収書がなくても大丈夫です。あきらめずにご相談ください。完済された方も過払いがあるかもしれません! 調べてみませんか?

☎ 0120-206-183 女性専用 ☎ 0800-200-1883

■武雄事務所/ 武雄市武雄町大字昭和833 佐賀県司法書士会所属 中島 秀磨 簡裁訴訟代理関係業務 認定番号 第130009号 ※司法書士は男性ですが、女性事務員が受付・事務を担当します。